

## 厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件の概要

### I 趣旨

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び労働保険においては、報酬、賞与又は賃金（以下「報酬等」という。）のうち金銭又は通貨以外のもので支払われるものの価額（以下「現物給与価額」という。）を厚生労働大臣が定めることとされており、厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成 24 年厚生労働省告示第 36 号）により告示しているところであるが、今般、現物給与価額をより現在の実態に即したものとするため、食事で支払われる報酬等に係る現物給与価額の改正を行う。

### II 改正内容

食事で支払われる報酬等に係る現物給与価額については、1 人当たりの食料費（総務省統計局「家計調査」より算出）に、食料に係る都道府県毎の消費者物価地域差指数（総務省統計局「小売物価統計調査」より算出）を乗じて、都道府県毎の価額を定めている。

今般、平成 28 年度分の総務省統計局「家計調査」及び総務省統計局「小売物価統計調査」が公表され、上記方法により算出した価額に変更が生じることとなったため、食事で支払われる報酬等に係る現物給与価額を別紙のとおり改めることとする。

### III 根拠条文

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 46 条第 1 項
- ・船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 22 条
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 25 条
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項

### IV 告示日

平成 30 年 2 月 28 日

### V 適用期日

平成 30 年 4 月 1 日

## 別紙

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
1 北海道	19,800(19,500)	660(650)	170(160)	230	260	1,000	時 価
2 青 森	19,800(19,500)	660(650)	170(160)	230	260	940	時 価
3 岩 手	19,500(19,200)	650(640)	160	230(220)	260	1,030	時 価
4 宮 城	19,500(18,900)	650(630)	160	230(220)	260(250)	1,380	時 価
5 秋 田	19,500(19,200)	650(640)	160	230(220)	260	1,010	時 価
6 山 形	20,400(20,100)	680(670)	170(160)	240(230)	270(280)	1,180	時 価
7 福 島	20,100(19,500)	670(650)	170(160)	230	270(260)	1,070	時 価
8 茨 城	20,100(19,500)	670(650)	170(160)	230	270(260)	1,270	時 価
9 栃 木	20,100(19,500)	670(650)	170(160)	230	270(260)	1,310	時 価
10 群 馬	20,100(19,200)	670(640)	170(160)	230(220)	270(260)	1,170	時 価
11 埼 玉	20,400(19,800)	680(660)	170(160)	240(230)	270	1,750	時 価
12 千 葉	20,400(19,500)	680(650)	170(160)	240(230)	270(260)	1,700	時 価
13 東 京	20,700(20,100)	690(670)	170(160)	240(230)	280	2,590	時 価
14 神奈川	20,700(20,100)	690(670)	170(160)	240(230)	280	2,070	時 価
15 新 潟	20,100(19,800)	670(660)	170(160)	230	270	1,280	時 価
16 富 山	20,400(19,800)	680(660)	170(160)	240(230)	270	1,200	時 価
17 石 川	20,700(20,400)	690(680)	170	240(230)	280	1,250	時 価
18 福 井	20,700(20,400)	690(680)	170	240(230)	280	1,160	時 価
19 山 梨	20,100(19,500)	670(650)	170(160)	230	270(260)	1,230	時 価
20 長 野	18,900(18,600)	630(620)	160	220	250(240)	1,150	時 価
21 岐 阜	19,800(19,200)	660(640)	170(160)	230(220)	260	1,180	時 価
22 静 岡	19,800(19,500)	660(650)	170(160)	230	260	1,410	時 価
23 愛 知	19,800(19,500)	660(650)	170(160)	230	260	1,470	時 価
24 三 重	20,400(19,500)	680(650)	170(160)	240(230)	270(260)	1,200	時 価
25 滋 賀	20,100(19,500)	670(650)	170(160)	230	270(260)	1,360	時 価
26 京 都	20,400(19,800)	680(660)	170(160)	240(230)	270	1,670	時 価
27 大 阪	20,100(19,500)	670(650)	170(160)	230	270(260)	1,620	時 価
28 兵 庫	20,100(19,800)	670(660)	170(160)	230	270	1,460	時 価
29 奈 良	18,900(18,600)	630(620)	160	220	250(240)	1,170	時 価
30 和歌山	20,400(19,800)	680(660)	170(160)	240(230)	270	1,080	時 価
31 鳥 取	20,700(20,100)	690(670)	170(160)	240(230)	280	1,110	時 価
32 島 根	20,700(20,100)	690(670)	170(160)	240(230)	280	1,030	時 価
33 岡 山	20,100(19,500)	670(650)	170(160)	230	270(260)	1,270	時 価
34 広 島	20,700(20,100)	690(670)	170(160)	240(230)	280	1,320	時 価
35 山 口	20,400(19,800)	680(660)	170(160)	240(230)	270	1,040	時 価
36 徳 島	20,400(19,800)	680(660)	170(160)	240(230)	270	1,100	時 価
37 香 川	19,800(19,200)	660(640)	170(160)	230(220)	260	1,130	時 価
38 愛 媛	20,100(19,500)	670(650)	170(160)	230	270(260)	1,080	時 価
39 高 知	20,700(20,100)	690(670)	170(160)	240(230)	280	1,050	時 価
40 福 岡	19,200(18,900)	640(630)	160	220	260(250)	1,310	時 価
41 佐 賀	19,500(18,900)	650(630)	160	230(220)	260(250)	1,080	時 価
42 長 崎	20,100(19,500)	670(650)	170(160)	230	270(260)	1,070	時 価
43 熊 本	20,700(19,800)	690(660)	170(160)	240(230)	280(270)	1,120	時 価
44 大 分	20,100(19,500)	670(650)	170(160)	230	270(260)	1,080	時 価
45 宮 崎	19,800(19,200)	660(640)	170(160)	230(220)	260	1,030	時 価
46 鹿 児 島	20,100(19,500)	670(650)	170(160)	230	270(260)	1,040	時 価
47 沖 縄	21,000(20,100)	700(670)	180(160)	250(230)	270(280)	1,110	時 価

※ 改定箇所は赤字で表示（括弧内は改正前の額）。住宅の現物給与価額については改定なし。